

全国研究大会に関する内規

1. 大会開催までの流れ

- *前々年度 大会時：大会開催の候補地募集を、理事会、評議員会、総会で知らせ、事務局で受け付ける。
前年度 3月第一回理事会：大会開催の推薦候補地を決定する。
前年度 6月理事会：（3月理事会で、大会開催の推薦候補地が決まらない場合は、この6月理事会で決定）
- *前年度 大会時 評議員会および総会：次年度の大会開催地を報告する。
当該年度 第一回調整会議：大会長が出席し、大会までの準備日程、準備手続の説明を受ける。
大会実行委員会発足：事務局長・運営委員長が加わる。（実行委員長は大会長判断により理事会に出席できる。）
- *当該年度3月 第一回理事会 確認及び審議事項：大会長・（実行委員長・）大会事務局・大会テーマ・シンポテーマ・
個人発表とワークショップの募集事項・参加費・懇親会費
- *当該年度4月 事務局：ニューズレターで、学会長が大会開催通知（開催地、大会長、個人発表募集、ワークショップ募集）を行う。
- *当該年度5月 大会長：個人発表要旨とワークショップ企画書を受け付け、理事会提出用の事前審査書をまとめる。
- *当該年度6月 第二回理事会：審議事項：特別講演やシンポなどの人選・個人発表要旨とワークショップ企画書の採否・
大会予算
- *当該年度 大会の開催

2. 大会校選定に関して 選定の順番：「関東→関西→他地域」を原則とする。

3. 各企画について

- ・理事については、各企画の司会・報告を担当させる場合、理事会の事前承認を要する。

3.1. 個人研究発表

◎大会事務局が予備審査を行い、その結果・発表要旨・リストを1週間前迄に理事・監事に送り、理事会で最終決定をする。

(1) 応募審査基準

- ①本学会が会則第二条に掲げた目的に合致する内容であること。
- ②研究の範疇に属する発表であること（研究の枠を越えた宣伝等の回避）。
- ③プライバシー事項・係争事項については人権を尊重し公平性を保持すること。
- ④応募者は、応募時に会費を完納していなければならない。
- ⑤共同発表者は、会員または準会員でなければならない。

(2) 司会・座長選定基準

- ①全国的に広く選ぶ。
- ②原則として評議員から選ぶ。

(3) 各大会での発表回数

- ①個人研究発表もしくは共同発表での筆頭発表はどちらか1回に限られる。
- ②共同発表は、筆頭発表も含め3つまでとする。
- ③ワークショップの司会は発表とみなす。

(4) 共同発表に関する補足事項

- ①共同発表は共同研究を実質的に行っている発表であること。
- ②共同発表者の役割を明確にすること。
- ③筆頭者が責任をもって実際に発表すること。

3.2. ワークショップ

(1) 学会誌に、400字×15枚程度の司会まとめのみを掲載する。

(2) 人選基準

- ①応募者は応募時に会費を完納していなければならない。
- ②司会は会員とし、演者は会員が半数以上とする。
- ③司会および会員の演者は会費を完納していなければならない。
- ④非会員の演者は、会員要件を満たしていなければならない。

3.3. シンポジウム

(1) 学会誌に、400字×7枚程度の司会まとめ、400字×20枚以内のシンポジスト発表を掲載する。

(2) 人選基準

- ①個人発表の「3.1.(1)応募審査基準」の④⑤に適っている。
- ②専攻分野が会則第二条の目的に合致するよう、学際的に選ぶ。

- ③本学会の全国研究大会にふさわしい内容・水準になるようにすること。
- ④原則として、5年間は同一人を重ねて選ぶことは避ける。
- ⑤司会は会員とし、演者は会員が半数以上とする。
- ⑥非会員の場合の謝礼額については、本学会にふさわしい限度をまもる。

3.4. 講演

- (1) 学会誌に、400字×40枚以内の講演原稿を掲載する。
- (2) 人選基準
 - ①本学会の全国研究大会にふさわしい内容・水準であれば、講演者については学会の内外を問わない。
 - ②非会員の場合の謝礼額については、本学会にふさわしい限度内とする。

3.5. 大会会計

- (1) 大会会計報告・懇親会会計報告は3月理事会前に領収書帳簿・出納帳等を添えて監査を受ける。
- (2) 大会会計余剰金は本部に寄付し、懇親会会計余剰金は大会校の自由裁量に委ねるものとする。
- (3) 大会参加費は、会則第7条第3項により名誉会員からは頂かない。
- (4) アルバイトの時給は、1,200円を目安に、地域・学生・院生等を勘案する。ただし、1,500円を上限とし、交通費も含まれる。
- (5) 特別講演者やシンポジストとしての非会員への学会からの支出は、謝礼として一人3万円まで、交通費・宿泊費を含めて総額8万円を超えない範囲で適宜判断する。ただし、非会員ゲストへの学会からの支出は総額20万円以内とする。
- (6) 大会実行委員会で得た助成金・補助金等を、非会員ゲストの交通費・宿泊費に充てることができる。その場合、学会予算と外部資金を合算して使用できる。

4. 大会会長および実行委員に関して

4.1. 大会長に、理事会へ出席するための交通費を一部補助する。

4.2. 実行委員に関して

- (1) 非会員は、実行委員会協力者、大会開催協力者などと称する。